

資 料

平成22年4月19日
全 国 町 村 会

補助金の廃止と「一括交付金」の創設については、交付総額の確保、配分基準、財政力の弱い自治体への配慮、年度により偏在性の大きな事業への対応、段階実施の工程などをあらかじめ明らかにするとともに、制度設計に当たっては、町村の意見を十分踏まえること。

また、地方交付税制度との整合性にも十分留意すること。

[全国町村長大会意見（平成21年11月18日）]

< 「上記意見」取りまとめの際、町村から寄せられた主な要望・意見 >

○ 趣旨・目的

- ・地方の自主財源を大幅に増やす「一括交付金」が自由に使えれば、特色あるまちづくりが進む
- ・現行の補助金交付申請事務が不要になるなど事務負担が軽減されるメリットは大きい
- ・地方の責任による、自主・自立の行財政運営が可能となることと事務の簡素化が図れる
- ・一括交付金化に当たり、これを名目にして、三位一体改革時のように、地方交付税を減額することのないようにすべき
- ・一括交付金の配分基準が不明であり、現行の補助金、地方交付税と何がどう違うのかよく分からない。地方交付税の配分枠の減が懸念される

○ 制度化の前提

- ・町村が必要と考え、計画的に実施する事業の中止、大幅延期などの支障が生じないようにすることが不可欠
- ・大都市、近郊都市、農山漁村に公平に配分することが可能か。配分方法によっては、新たな格差が生まれることを懸念する

○ 総額の確保

- ・社会保障など義務的なものは必要額を確実に確保、公共事業・施設整備の継続事業も必要額全額を確保、その他投資的経費は事業執行に支障のないようこれまで以上の額を確保すべき

○ 対象補助金の範囲

- ・基地所在市町村に交付されている基地交付金・調整交付金及び再編交付金は対象外とすべき

○ 配分の仕組み

- ・一律の客観的な算定基準による交付では、必要な時期に必要な額が確保できるか疑問
- ・各町村のインフラ整備率は事業ごとにバラツキがあり、一定のルール配分では、それぞれの団体の実情を反映した交付とならないのではないか

○ 国の関与

- ・整備計画等の策定を地方に義務づける手法は、現状でも諸計画が乱立していることを考えれば、煩雑な事務を課すだけで、国の事前関与が残っていると云わざるを得ない
- ・基本的に地方が自由に使える交付金であれば、補助金適正化法の対象外とすべき

○ 地方交付税との関係

- ・現行の補助金、地方交付税交付金と何がどう違うのかを明らかにして検討すべき
- ・一括交付金と地方交付税交付金との関係が、将来どうなるかを含め、相関関係が不明であり、地方交付税の減額に結びつかないか心配